

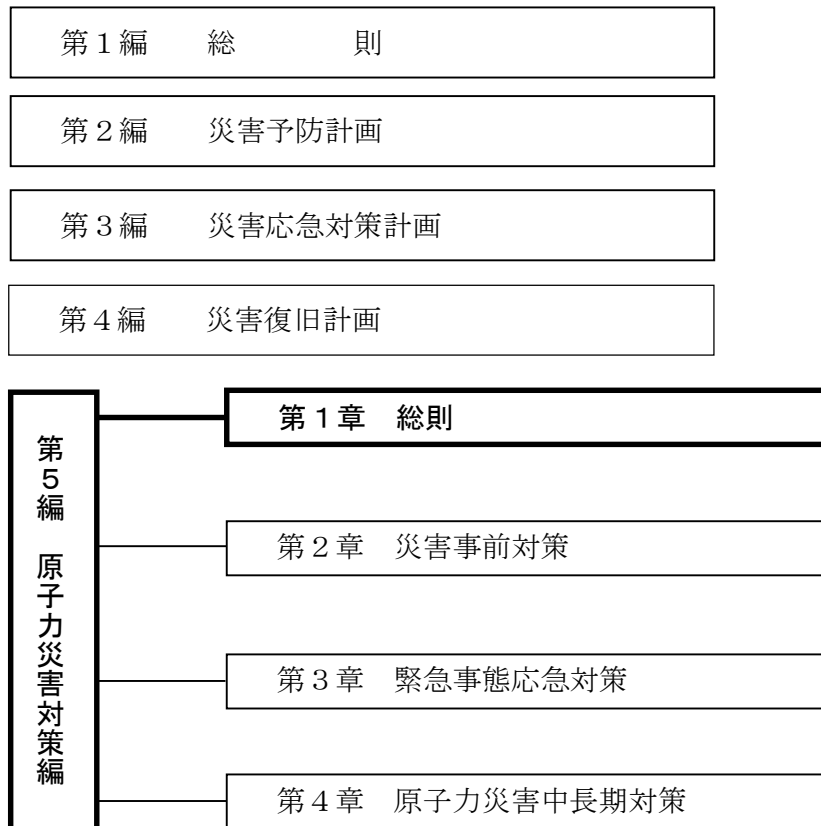
第 5 編 原子力災害対策編

第 1 編	総	則
第 2 編	災 害 予 防 計 画	
第 3 編	災害応急対策計画	
第 4 編	災 害 復 旧 計 画	
第 5 編	原子力災害対策編	
資	料	編

第 1 章	総則	原－ 1
第 2 章	災害事前対策	原－22
第 3 章	緊急事態応急対策	原－36
第 4 章	原子力災害中長期対策	原－58

第1章 総則

章の体系



第1節	計画の目的	原－2
第2節	計画の性格	原－3
第3節	計画の周知徹底	原－4
第4節	計画の基礎とするべき災害の想定	原－5
第5節	緊急事態区分および緊急時活動レベル（EAL）	原－12
第6節	放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置	原－14
第7節	原子力防災に関する竜王町の基本的な考え	原－15
第8節	防災関係機関の事務または業務の大綱	原－16
第9節	防災対策におけるリスクコミュニケーションの実施方策	原－21

第 1 節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）および原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）に基づき、福井県に所在する原子力事業所の原子炉の運転等および事業所外運搬（以下「運搬」という。）により、放射性物質または放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害に関し、町に係る予防・応急対策について必要な措置を定め、原子力災害から安全・安心な町民生活を確保することを目的とする。

第2節 計画の性格

第1 町の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、町の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画（原子力災害対策編）および県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づいて作成したものである。

なお、この計画は主として発災後の短期的な原子力災害対策を講じるため作成したものであり、中長期的な視野での総合的な対策については、福島第一原子力発電所事故の検証など新たな知見および原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針の見直しの内容を踏まえ今後検討する。

第2 地域防災計画各編との整合性

この計画は、「竜王町地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については竜王町地域防災計画の第1編から第4編に準拠する。

第3 計画の修正

竜王町防災会議は、国の防災基本計画や原子力災害対策指針、県地域防災計画（原子力災害対策編）の改訂や修正が行われた場合、また竜王町地域防災計画との整合が必要な場合にこの計画の修正を行う。また関係機関は、この計画を修正する必要がある場合には、修正案を竜王町防災会議に提出する。

第4 県地域防災計画との関係

この地域防災計画（原子力災害対策編）を作成または修正するにあたっては、県地域防災計画（原子力災害対策編）を基本とするものとし、県の地域防災計画に抵触することのないようにするとともに、具体的な計画を定めておく。

第3節 計画の周知徹底

この計画については、滋賀県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関および町民に対し周知を図る。

また、町の各部署においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第4節 計画の基礎とすべき災害の想定

この計画の作成および修正ならびにこの計画に基づく防災対策の実施は、以下の災害想定に基づいて行う。

第1 竜王町の地域特性

1 原子力事業所の立地状況

福井県には、4市町（敦賀市、美浜町、高浜町、おおい町）に6つの原子力事業所があり、計15の原子力施設が設置されている。なお、町の最寄りの原子力事業所は、大飯発電所で、概ね65kmの距離である。

なお、本計画に関連する原子力事業者は、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構である。

町に関連する原子力事業所設置概要を資料編に掲載する。

原子力発電所からの距離



図 敦賀発電所からの距離

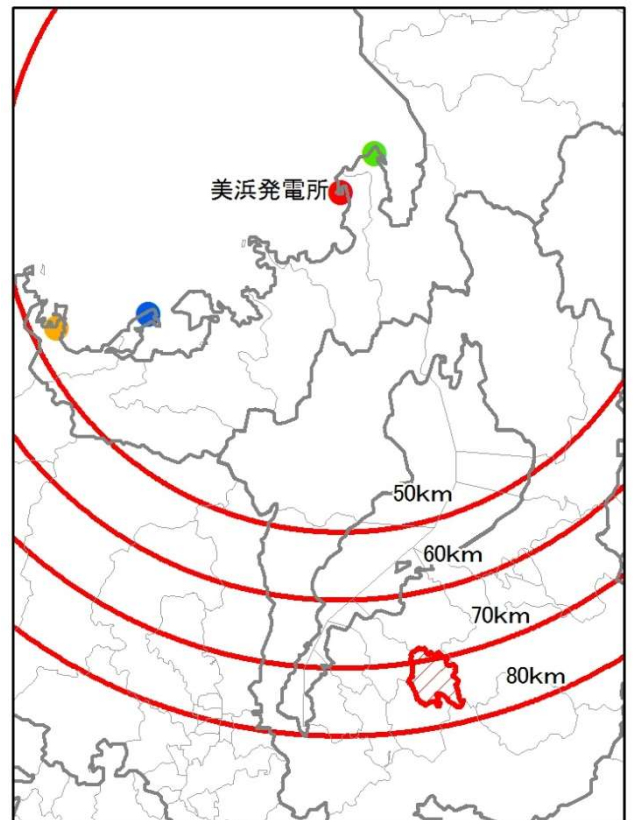


図 美浜発電所からの距離

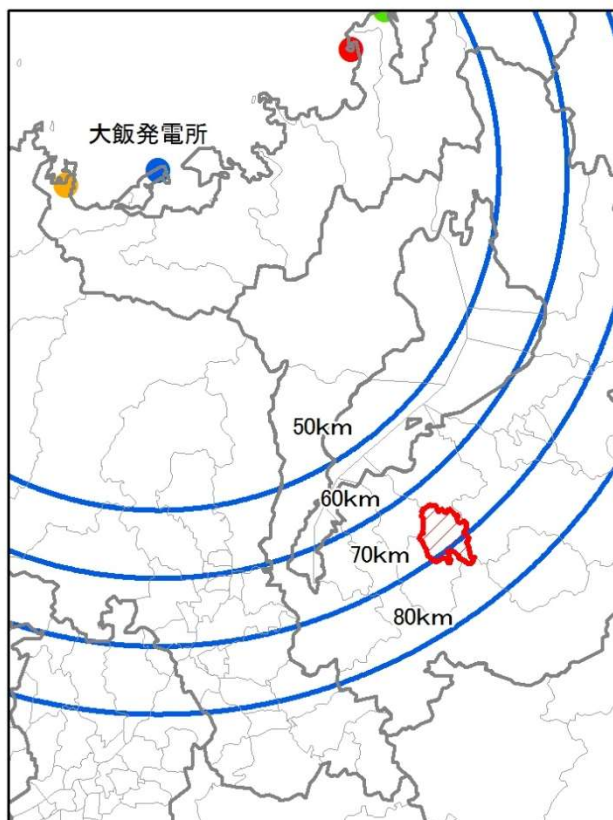


図 大飯発電所からの距離

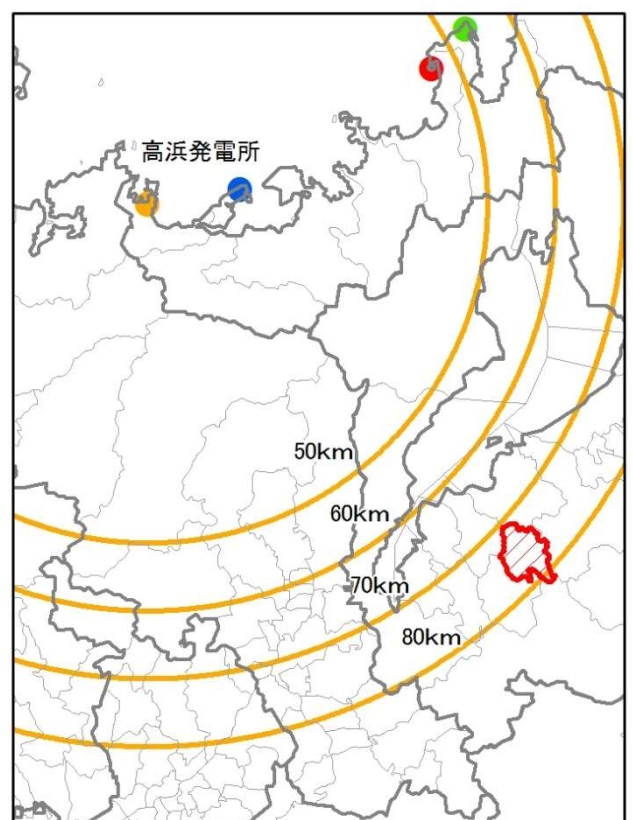


図 高浜発電所からの距離

2 気象

福井県の嶺南地方では、地形の影響などによって南北の風が卓越して吹く。敦賀発電所に近い敦賀特別地域気象観測所の風観測統計では、年間を通して南南東から南の風が最も多く（約 40%）、次いで北から北北西の風が多く（約 25%）吹いている。弱い風を除くと季節的な特徴が明瞭で、夏期（6～8月）は南南東の風が約 60%、また、冬期（12～2月）は北から北北西の風が約 50%の割合で吹いている。平均風速は、平年値（1981年～2010年）で 4.1m/s である。

福井県境の滋賀県北部地方にある今津地域気象観測所では、年間を通して北西から西の風が最も多く、特に冬期は約 55%の割合で吹いている。また、長浜地域気象観測所においても年間を通して北北西から北西の風が最も多く、次いで、東から東南東の風となる。季節ごとにみると、夏期を除いては北北西から北西の風が最も多く、冬期では約 30%を占める。夏期は東から東南東の風が約 25%と最も多く、北西の風は 10%程度となっている。

（気象庁の観測データを使用、統計期間は敦賀 1988 年 2 月～2019 年 12 月、今津および長浜 1978 年 11 月～2019 年 12 月）

第2 前提となる事態の想定等

東京電力(株)福島第一原子力発電所における事故の原因については、現在、国の原子力規制委員会において究明されているところであり、この地域防災計画の基礎となる事故の想定は、東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、以下の前提条件とする。

なお、事故による放射性物質の放出形態は一樣ではなく、事故の態様によって様々なケースが生じ得ることに留意する必要がある。

1 放射性物質

国の原子力安全委員会(平成 24 年 9 月、原子力規制委員会に移行)が示した「原子力施設等の防災対策について」（以下「防災指針」という。）においては、「原子炉施設で想定される放出形態」の中で、「周辺環境に異常に放出され、広域に影響を与える可能性の高い放射性物質としては、気体状のクリプトン、キセノン等の希ガスおよび揮発性の放射性物質であるヨウ素を主に考慮すべきである。」と示されていることから、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故において放出量の多かったキセノンとヨウ素とする。

2 放出量

(1) キセノン

原子力安全・保安院(平成 24 年 9 月、原子力規制委員会に移行)が平成 23 年 6 月 6 日に発表した「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故にかかわる 1 号機、2 号機および、3 号機の炉心の状態に関する評価」で、キセノンの大気中への放出量の試算値が、1 号機で $3.4 \times 10^{18} \text{Bq}$ (ベクレル)、2 号機で $3.5 \times 10^{18} \text{Bq}$ 、3 号機で $4.4 \times 10^{18} \text{Bq}$ と試算されている。

そこで、放出量は最も放出量の高い 3 号機の $4.4 \times 10^{18} \text{Bq}$ を用い、この量が 1 時間

で放出されたものとする。

(2) ヨウ素

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が、平成23年5月12日に発表したヨウ素131の大気放出量の試算によると、3月15日の9時から15時までの6時間で 1.0×10^{16} Bq/h(ベクレル/時)の放出があったとされている。この値が、試算値の中で最も高い値であった。その後、同機構から平成23年8月24日、3月12日から15日のヨウ素131の放出率の再推定値が発表され、3月15日7時から10時まで、 2×10^{15} Bq/h程度の放出、13時から17時まで 4×10^{15} Bq/h程度の放出と下方修正されたため、この推定放出量を上回る 2.4×10^{16} Bqが6時間で放出されたものとする。

3 放出想定発電所

日本原子力発電(株)敦賀発電所、関西電力(株)美浜発電所、関西電力(株)大飯発電所、関西電力(株)高浜発電所とする。

4 排出の高さ

関西電力(株)美浜発電所の排出塔の高さを踏まえ、44m～73mとする。

5 拡散予測を行う日の選定

平成22年(2010年)のアメダスデータを基に、滋賀県に影響が大きくなると考えられる日を設定する。日本原子力発電(株)敦賀発電所、関西電力(株)美浜発電所については美浜のアメダスデータを、関西電力(株)大飯発電所、関西電力(株)高浜発電所については小浜のアメダスデータを基に、日中9時から15時までの間で、滋賀県に影響を及ぼす風向を考慮し、比較的風速が低い(~ 1 m/s)日を選定する。

6 積算線量の計算方法

各計算地点の地表面における線量率1日分を加算することにより、各地点の積算線量を算出する。

7 被ばく量の計算方法

6にて計算された積算線量をもとに、屋外8時間、屋内16時間の滞在時間にて被ばく量を計算する。

第3 予測される影響等

1 「原子力災害対策指針」による原子力災害対策重点区域の範囲

原子力規制委員会が示す「原子力災害対策指針」では、「原子力災害対策重点区域」の範囲として、予防的防護措置を準備する区域(PAZ:Precautionary Action Zone)、緊急時防護措置を準備する区域(UPZ:Urgent Protective action Planning Zone)が定められており、PAZの範囲の目安については、原子力施設から概ね半径5km、UPZの範囲の目安については、原子力施設から概ね30kmとされている。

<表 原子力災害対策重点区域の範囲>

区域・地域	内容
予防的防護措置を準備する区域 (PAZ:Precautionary Action Zone)	急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、EAL に基づき、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域である。 「原子力施設から概ね半径 5 km」を目安とする。
緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ :Urgent Protective action Zone)	確率的影響を最小限に抑えるため、EAL、OIL に基づき、緊急時防護措置を準備する区域である。 「原子力施設から概ね 30km」を目安とする。

※EAL (Emergency Action Level) とは、緊急時活動レベルのこと。初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実に開始するための判断基準で、深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等で評価する。

※OIL (Operation Intervention Level) とは、運用上の介入レベルのこと。環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響の発生を低減するための防護措置を実施する際の判断基準で、放射線線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で評価する。

2 放射性物質拡散予測シミュレーションの結果

滋賀県が平成 23 年度に実施した放射性物質拡散予測シミュレーションの結果は以下のとおりであった。希ガスについては、外部被ばくによる実効線量は 10mSv (ミリシーベルト) を大きく下回り、緊急の防護措置を講ずべき水準にはないものと予測される。

(1) 日本原子力発電(株)敦賀発電所からの拡散予測シミュレーション

敦賀発電所からのヨウ素拡散予測シミュレーションを行った結果、甲状腺の被ばく等価線量が 100mSv～500mSv (旧屋内退避基準) の範囲となったのは、高島市、長浜市であり、最大距離は敦賀発電所から 43km となった。一方、国際原子力機関：International Atomic Energy Agency (以下「IAEA」という。) が示す安定ヨウ素剤予防服用の判断基準である甲状腺被ばく等価線量 50mSv 以上となる地域 (避難は必要としないが、放射性プルームに対する防護措置が必要である地域) は、16 市町におよび、最大距離は敦賀発電所から 79km となった。

(2) 関西電力(株)美浜発電所からの拡散予測シミュレーション

美浜発電所からのヨウ素拡散予測シミュレーションを行った結果、甲状腺の被ばく等価線量が 100mSv～500mSv (旧屋内退避基準) の範囲となったのは、高島市、長浜市であり、最大距離は美浜発電所から 42km となった。一方、IAEA が示す安定ヨウ素剤予防服用の判断基準である甲状腺被ばく等価線量 50mSv 以上となる地域 (避難は必要としないが、放射性プルームに対する防護措置が必要である地域) は、18 市町におよび、最大距離は美浜発電所から 89km となった。

(3) 関西電力(株)大飯発電所からの拡散予測シミュレーション

大飯発電所からのヨウ素拡散予測シミュレーションを行った結果、甲状腺の被ばく等価線量が 100mSv～500mSv (旧屋内退避基準) の範囲となったのは、高島市であり、最大距離は大飯発電所から 32km となった。

一方、I A E Aが示す安定ヨウ素剤予防服用の判断基準である甲状腺被ばく等価線量 50mSv 以上となる地域(避難は必要としないが、放射性プルームに対する防護措置が必要である地域)は、高島市、大津市、守山市、野洲市、近江八幡市であり、最大距離は大飯発電所から 63km となった。

(4) 関西電力(株)高浜発電所からの拡散予測シミュレーション

高浜発電所からのヨウ素拡散予測シミュレーションを行った結果、甲状腺の被ばく等価線量が 100mSv～500mSv (旧屋内退避基準) の範囲となる地域はない。また、I A E Aが示す安定ヨウ素剤予防服用の判断基準である甲状腺被ばく等価線量 50mSv 以上となる地域(避難は必要としないが、放射性プルームに対する防護措置が必要である地域)もない。

(5) 総合考察

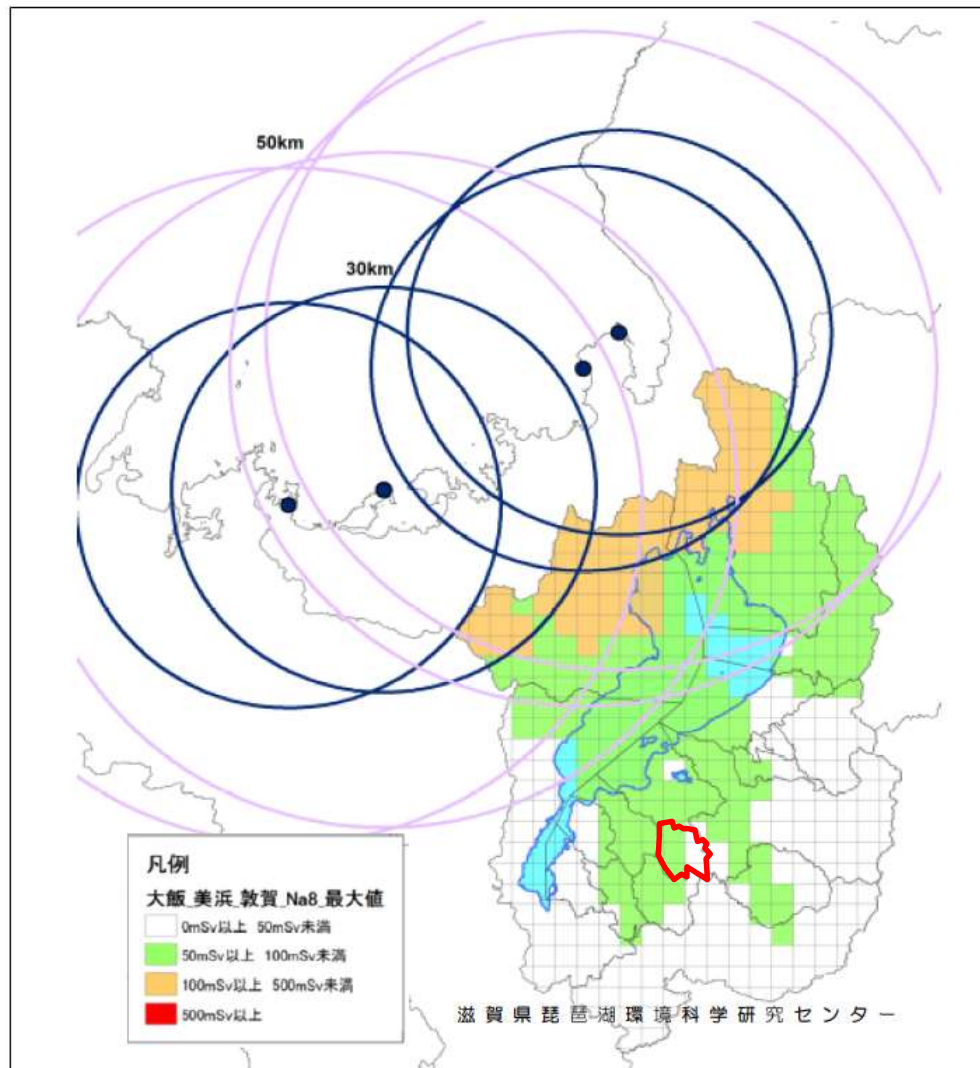
上記の結果から日本原子力発電(株)敦賀発電所、関西電力(株)美浜発電所、関西電力(株)大飯発電所、関西電力(株)高浜発電所での東京電力(株)福島第一原子力発電所における事故を想定した、放射性物質拡散予測シミュレーション結果から、半径 30～50km の範囲で、甲状腺被ばく等価線量は 100mSv～500mSv、それ以外の滋賀県ほぼ全域で甲状腺被ばく等価線量は 50mSv～100mSv と予測され、住民は、自宅等への屋内退避を考慮する必要があると判断される。

※ 資 料

1 計画の対象となる原子力事業所

(資料編 1－21)

放射性物質拡散予測結果（甲状腺被ばく等価線量）



予測の前提条件

- ① 放出量：ヨウ素 2.4×10^{16} Bq
- ② 放出時間：6 時間
- ③ 排出高さ：第3 層（約44m～73m）
- ④ 放出想定発電所：日本原子力発電（株）敦賀発電所、関西電力（株）美浜発電所、
関西電力（株）大飯発電所、関西電力（株）高浜発電所
- ⑤ シミュレーション日の選定：2010 年のアメダスのデータを基に、滋賀県に影響が大きくなると考えられる日を選定
- ⑥ 積算線量の計算方法：第1層の濃度を用いて計算を行い、1 時間ごとの被ばく線量を計算し、24 時間分を積算。
- ⑦ 滞在時間：屋外8 時間、屋内16 時間
- ⑧ 図示方法：美浜60ケース、大飯36ケース、敦賀、高浜各5ケース分のシミュレーション結果から最高値となる区域の分布を示す。

第5節 緊急事態区分および緊急時活動レベル（EAL）

第1 基本的な考え方

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要であり、原子力災害対策指針では、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態および全面緊急事態の3つに区分し、各区分における、原子力事業者、国および地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにすることとされている。

また、さらに初期段階の区分として、国の防災基本計画（原子力災害対策編）では、「情報収集事態」が定められている。

1 情報収集事態

原子力施設等立地市町村で震度5弱および震度5強の地震が発生した事態に、国は関係省庁への連絡や对外公表等を行うこととされている。

2 警戒事態

警戒事態は、その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生またはそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質もしくは放射線の異常な放出またはそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の準備を開始するとともに、平常時モニタリングを強化する段階である。

この段階では、原子力事業者は、警戒事態に該当する事象の発生および施設の状況について直ちに国に連絡しなければならない。国は、原子力事業者の情報を基に警戒事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。

3 施設敷地緊急事態

施設敷地緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始し、UPZ内においては、屋内退避の準備を開始する段階であり、原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象をいう。

この段階では、原子力事業者は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生および施設の状況について直ちに国および地方公共団体に通報しなければならない。国は、施設敷地緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国、地方公共団体および原子力事業者は、緊急時モニタリングの実施等により事態の進展を把握するため情報収集を強化しなければならない。

4 全面緊急事態

全面緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避または最小化するため、および確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階であり、原災法第15条第2項の規定により内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を行うべき事態をいう。

この段階では、原子力事業者は、全面緊急事態に該当する事象の発生および施設の状況について直ちに国および地方公共団体に報告しなければならない。国は、全面緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国および地方公共団体は、UPZ内において、基本的にすべての住民等を対象に屋内退避を指示するとともに、安定ヨウ素剤の配布・服用準備を行わなければならない。また、事態の規模、時間的な推移に応じて、UPZ内においても、PAZ内と同様、避難等の予防的防護措置を講じる必要がある。

第2 具体的な基準

原子力災害対策指針では、これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「EAL」という。）が設定されている。各発電用原子炉の特性および立地地域の状況に応じたEALの設定については、原子力規制委員会が示すEALの枠組みに基づき原子力事業者がそれぞれの防災業務計画に定めることとされている。

なお、原子力規制委員会が示すEALの枠組みの内容は、資料編1-23「各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて」のとおりである。

第6節 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置

- 1 原子力施設からの放射性物質の放出またはそのおそれがある場合には、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じてUPZ外においても屋内退避を実施する。
- 2 UPZ内外にかかわらず、放射性物質が環境へ放出された場合、県等が行う緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）と照らし合わせ、避難（OIL2に基づく一時移転を含む。）、飲食物の摂取制限や、必要に応じて安定ヨウ素剤の服用など必要な防護措置を実施する。

第7節 原子力防災に関する竜王町の基本的な考え

竜王町は、もっとも近い大飯発電所から60km以上離れており、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域に含まれていない。しかし、国の原子力災害対策指針、県地域防災計画等を踏まえて、以下の考え方で原子力防災にあたる。なお、町が原子力災害対策で対象とする施設は福井県に立地するすべての原子力発電所とし、町において原子力災害対策を実施する区域は町全域とする。

第1 平時からの備え

町災害担当関係者は、原子力災害とその特殊性を理解し、放射性物質および放射線の特徴、原子力事業所の概要、防災対策の内容等について、平時から知識を得るように努める。また、町民が緊急事態発生時に混乱なく行動できるよう、町民に対して平時から必要な情報提供を行うように努める。

第2 県が実施する緊急事態応急対策の協力

原発事故が発生した場合、県が実施する緊急時モニタリングや救助・救急活動を協力する。広域避難についても収容可能であれば、受け入れるように努力する。

第3 防護措置について

放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置として、県では自宅等への屋内退避が中心になるとしており、町もこれに基づいて行動する。福井県の原子力発電所で事故が発生し、町域に放射性プルーム通過時の被ばくの影響が及ぶと考えられた場合、町民は屋内退避により、放射性物質および放射線による被ばくを避ける。放射性ヨウ素による甲状腺被ばくを避けるため、国の安定ヨウ素剤服用に関する決定を受け、速やかに安定ヨウ素剤の配布および服用を実施する。

第8節 防災関係機関の事務または業務の大綱

原子力防災に関し、町および消防機関等の処理すべき事務または業務は、竜王町地域防災計画第1編第2章第1節第2に定める「行政および防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱」を基礎とし、次表のとおりとする。

第1 竜王町

機関名	事務または業務
竜王町	(1) 原子力防災に関する知識の普及・啓発 (2) 原子力防災に関する教育・訓練 (3) 緊急時における国、県等との連絡調整 (4) 県の環境放射線モニタリングの実施に対する協力 (5) 広報 (6) 飲食物等の摂取制限等 (7) 飲料水、飲食物および生活必需品の供給 (8) 風評被害等の影響の軽減 (9) 町民相談体制の整備 (10) 心身の健康相談体制の整備 (11) 県の行う原子力防災対策に対する協力 (12) 関係周辺市の応援 (13) 避難誘導の援助 (14) 広域避難所の開設

第2 滋賀県

機関名	事務または業務
滋賀県	(1) 滋賀県防災会議に関する事務 (2) 原子力事業者防災業務計画に関する協議および原子力防災要員の現況等の届出の受理 (3) 原災法に基づく立入検査と報告の徴収 (4) 原子力防災専門官との連携 (5) 原子力防災に関する組織の整備 (6) 原子力防災に関する知識の普及および情報共有 (7) 原子力防災に関する教育・訓練 (8) 通信・連絡網の整備 (9) 原子力防災に関する機器および諸設備の整備 (10) 環境条件の把握 (11) 災害状況の把握および伝達 (12) 滋賀県災害警戒本部および災害対策本部に関する事務 (13) 環境放射線モニタリングの実施および結果の公表 (14) 広報 (15) 住民の退避・避難、立入制限等 (16) 救助・救急および消火に関する資機材の確保および応援要請 (17) 緊急時医療措置に関する事務 (18) 飲食物等の摂取制限等 (19) 緊急輸送および必要物資の調達 (20) 飲食物および生活必需品の供給

	(21) 職員の被ばく管理 (22) 自衛隊、国の専門家等の派遣要請および受入れ (23) 災害救助法の適用 (24) 義援金、義援物資の受入れおよび配分 (25) 広域応援の要請および受入れ (26) ボランティアの受入れ (27) 汚染の除去等 (28) 各種制限措置の解除 (29) 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 (30) 風評被害等の影響の軽減 (31) 住民相談体制の整備 (32) 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援 (33) 心身の健康相談体制の整備 (34) 物価の監視 (35) 関係周辺市およびその他の市町への原子力防災対策に関する助言および協力 (36) 関係周辺市を除くその他市町への原子力防災対策に関する情報伝達、応援協力要請 等
--	--

第3 警察機関

機関名	事務または業務
滋賀県警察本部 (近江八幡警察署)	(1) 周辺住民等への情報伝達 (2) 避難の誘導および屋内退避の呼び掛け (3) 交通の規制および緊急輸送の支援 (4) 犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持 (5) 警察職員の被ばく対策 (6) その他原子力災害警備に必要な措置

第4 消防機関

機関名	事務または業務
近江八幡消防署	(1) 滋賀県広域消防相互応援協定に基づく業務

第5 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
1. 近畿管区警察局	(1) 管区内府県警察の指導、調整 (2) 他管区警察局との連携 (3) 関係機関との協力 (4) 情報の収集および連絡 (5) 警察通信の運用
2. 近畿財務局 (大津財務事務所)	(1) 地方公共団体に対する災害短期資金(資金運用部資金)の融通 (2) 原子力災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請 (3) 原子力災害に関する財政金融状況の調査 (4) 国有財産の無償貸付
3. 近畿厚生局	(1) 救援等に係る情報の収集および提供
4. 近畿農政局 (滋賀県拠点)	(1) 原子力災害時における応急用食料品の供給支援 (2) 農産物・農地の汚染対策および除染措置に関する情報提供
5. 近畿中国森林管理	(1) 災害対策に必要な国有林木材の供給に関すること

第5編 原子力災害対策編

第1章 総則

局(滋賀森林管理署)	
6. 近畿経済産業局	(1) 物資の供給および燃料の供給に関する情報収集等 (2) 被災産業調査・分析・支援 (3) 被災中小企業対策等を行うに当たって必要な支援
7. 近畿運輸局 (滋賀運輸支局)	(1) 原子力災害時における物資を保管するための施設等の選定および収用の協力要請 (2) 原子力災害における自動車運送事業者に対する輸送協力要請 (3) 原子力災害時における自動車の調達調整および被災者、災害必需物資等の輸送調達 (4) 原子力災害による不通区間における輸送、代替輸送等の指導 (5) 原子力災害時における船舶の運航事業者に対する航海協力要請 (6) 原子力災害時における船舶の調達調整および被災者、災害必需物資等の輸送調整
8. 大阪管区気象台 (彦根地方気象台)	(1) 気象状況の監視 (2) 気象に関する資料・情報の提供
9. 近畿総合通信局	(1) 電波および有線電気通信の監理 (2) 非常通信訓練の計画およびその実施指導 (3) 非常通信協議会の育成・指導 (4) 原子力災害対策に係る無線局の開設等、整備の指導 (5) 原子力災害時における重要通信の確保 (6) 災害対策用移動通信機器等の貸出し
10. 滋賀労働局	(1) 原子力災害時における労働災害調査の実施および被災労働者の労災補償
11. 近畿地方整備局 (滋賀国道事務所) (琵琶湖河川事務所)	(1) 一般国道(指定区間)の管理 (2) 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること (3) 応急復旧資機材の整備および備蓄に関すること (4) 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること
12. 近畿地方環境事務所	(1) 環境監視体制の支援に関すること (2) 災害廃棄物の処理対策に関すること (3) 家庭動物の保護等に係る普及啓発に関する支援 (4) 危険動物逸走および家庭動物保護等に関する情報提供、連絡調整等の支援

第6 自衛隊

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
陸上自衛隊 (陸上自衛隊今津駐屯部隊)	(1) 災害派遣要請に対する調整 (2) 原子力災害時における人命および財産の救護のための部隊の派遣 (3) 県、市町、その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力

第7 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
東海旅客鉄道(株) (東海鉄道事業本部・関西支社) 西日本旅客鉄道(株)(京滋支社)	(1) 原子力災害時における物資および人員の緊急輸送

西日本電信電話(株) (滋賀支店)	(1) 原子力災害時における有線通信の確保
日本赤十字社 (滋賀県支部)	(1) 医療救護 (2) こころのケア (3) 救援物資の備蓄および配分 (4) 災害時の血液製剤の供給 (5) 義援金の受付および配分 (6) その他災害救護に必要な業務 (7) (1)～(6)の救護業務に関連し、次の業務を実施 ① 復旧・復興に関する業務 ② 防災・減災に関する業務
日本放送協会 (大津放送局)	(1) 原子力防災に関する知識の普及の協力 (2) 原子力災害時における広報 (3) 災害情報および各種指示等の伝達
西日本高速道路(株) (関西支社) 中日本高速道路(株) (名古屋支社・金沢支社)	(1) 原子力災害時における道路交通の確保等
日本通運(株) (大津支店)	(1) 災害対策用物資の輸送
関西電力株式会社 (原子力事業本部) 日本原子力発電株式会社(敦賀発電所) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 ・高速増速機原型炉もんじゅ ・新原型炉原型炉ふげん	(1) 原子力事業者防災業務計画の作成および修正 (2) 原子力防災体制の整備および原子力防災組織の運営 (3) 放射線測定設備および原子力防災資機材の整備 (4) 緊急事態応急対策の活動で使用する資料の整備、施設および設備の整備点検 (5) 原子力防災教育および原子力防災訓練の実施 (6) 関係機関(県等)との連携 (7) 緊急時における県等への通報および報告 (8) 緊急時における応急措置 (9) 緊急事態応急対策 (10) 原子力災害事後対策の実施 (11) その他、県および関係周辺市が実施する原子力防災対策への積極的な協力
独立行政法人水資源機構 (琵琶湖開発総合管理所)	(1) 琵琶湖開発施設の防災管理

第8 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
一般社団法人滋賀県バス協会 一般社団法人滋賀県トラック協会	(1) 原子力災害時における物資および人員の緊急輸送
一般社団法人滋賀県医師会	(1) 原子力災害時における医療救護活動の実施
公益社団法人滋賀県看護協会 一般社団法人滋賀県	(1) 原子力災害時における防疫その他保健衛生活動への協力 (2) 原子力災害時における医薬品等の管理

第5編 原子力災害対策編

第1章 総則

薬剤師会	
社会福祉法人滋賀県 社会福祉協議会	(1) 災害ボランティア活動の支援 (2) 要配慮者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。）の避難支援への協力
(株)京都放送 びわ湖放送(株)	(1) 原子力防災に関する知識の普及の協力 (2) 原子力災害時における広報 (3) 災害情報および各種指示等の伝達
一般社団法人滋賀県 L P ガス協会	(1) 原子力災害時における施設の整備、防災管理 (2) 原子力災害時におけるL P ガス供給と保安の確保

第9節 防災対策におけるリスクコミュニケーションの実施方策

原子力発電所の大規模な放射性物質の放出事故が発生すると、放出された放射性物質の拡散・汚染によって、広範な地域の住民等の健康・生命に影響を与え、市街地・農地・山林・琵琶湖を汚染し、経済的活動を停滞させ、ひいては地域社会を崩壊させるなど、長期間にわたり深刻な影響をもたらすという点で極めて特異である。

このため、町は、県と連携し、住民が正しい情報に基づき、リスクを適正に評価し、合理的な選択と行動を行うことができるよう、下記の項目において情報提供・情報共有などコミュニケーション（リスクコミュニケーション）の充実に努める。

- ・迅速な情報収集・伝達と住民等に対する情報伝達
- ・環境放射線モニタリングの情報提供
- ・原子力防災に関する知識の普及と情報共有
- ・緊急事態応急対策に従事する者に対する研修
- ・防災訓練の実施
- ・相談体制の整備